

## 審議結果

審議会等名称 第 62 回神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

開催日時 令和 4 年 4 月 25 日（月曜日） 10:00～11:45

開催場所 県庁新庁舎 9 階 議会第 8 会議室（オンライン会議併用）

出席者 天野 晴子、伊部 智隆、柏尾 安希子、小向 太郎、寺田 麻佑、  
友岡 史仁、鳥越 真理子、人見 剛【会長】、森田 明、  
湯浅 壘道【副会長】  
事務局（情報公開広聴課長ほか 7 名）

次回開催予定日 令和 4 年 5 月 30 日（月） 10:00～

所属名、担当者名 政策局政策部情報公開広聴課 横山、稲田

掲載形式 議事録全文

議事録概要とした理由 ー

### 審議経過

第 62 回神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

- 1 会長及び副会長の選出について
- 2 情報公開・個人情報保護審議会の運営について
- 3 個人情報の取扱いを伴う事務又は事業の委託にあたり講ずべき措置について
- 4 個人情報取扱事務の登録等について
- 5 個人情報保護制度の見直しについて
  - (1) 要配慮個人情報の取扱い制限、収集の制限、電磁的方法による提供について

- (2) 個人情報ファイル簿・個人情報事務登録簿の作成について
- (3) 個人情報保護制度の対象となる機関、条例要配慮個人情報の規定の新設について、開示決定等の期限について、費用負担について、訂正請求・利用停止請求における開示請求前置について、審議会への諮問案件について

## 会議記録

### 1 会長及び副会長の選出について

**○事務局** はじめに、審議事項(1)の「会長及び副会長の選出」について御協議いただきたいと存じます。審議会規則第4条第2項の規定により、会長、副会長の選出は、委員の互選により定めることになっております。互選の方法は特に規定はございません。第6期の審議会は、新型コロナウイルス感染症の関係で、初回の審議会が書面開催となったため、書面による選出となりましたが、それ以前の審議会では口頭による推薦の方法を採っておりましたので、今回の第7期についても口頭による推薦ということでしょうか。

(異議なし)

**○事務局** それでは、口頭による推薦をお願いします。まず、会長の選出から行いたいと思います。会長に推薦したい委員がいらっしゃる方は御発言願います。

**○湯浅委員** 前期も会長をお務めいただき、行政法その他大変御見識のおありの人見委員に、会長をお願いしてはいかがでしょうかと思いますので、御推薦させていただきます。

**○事務局** ほかに推薦はございませんか。湯浅委員が人見委員を会長に推されましたので、人見委員に会長をお願いすることとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

**○事務局** 人見委員が会長に互選されましたので、これからの議事運営は、人見会長にお願いします。どうぞよろしくをお願いします。

**○人見会長** 第7期の会長を仰せつかりました人見です。当審議会は、数ヶ月来、国の個人情報保護法の改正、大改正を踏まえた条例全体の見直しの検討をしている最中で、これがいよいよ山場等をやっているところですので、これまでの審議の継続ということか

ら、私がもう一期会長を務める、こういうことになりました。どうぞ皆様の御協力をよろしく願いいたします。

- 人見会長 それでは、副会長を選出します。どなたか推薦したい方はいらっしゃいますか。
- 小向委員 湯浅委員を副会長に推薦したいと思います。前回に引き続き、見識の申し分ない湯浅委員にお願いできればと思います。
- 人見会長 ただいま、小向委員から、湯浅委員を副会長にという御発言がございましたが、他にいかがでしょうか。他に推薦がなければ、湯浅委員に副会長をお願いすることとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

- 人見会長 それでは、湯浅委員に副会長をお願いします。湯浅副会長から御挨拶をいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。
- 湯浅副会長 ただいま副会長を仰せつかりました、湯浅でございます。前期に引き続きということでございますけれども、先ほどまさに人見会長が御発言なさいました、ちょうど改正の山場ということで、引き続き皆様の御協力をいただきながら続けて参りたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。
- 人見会長 ありがとうございます。それでは、第7期は、このような体制で進めさせていただきます。

## 2 情報公開・個人情報保護審議会の運営について

- 人見会長 まず、議題(2)「情報公開・個人情報保護審議会の運営について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

### 【情報公開広聴課が資料1により説明】

- 人見会長 ただいまの説明について、何か質問や意見がありましたら、発言をお願いします。
- 人見会長 特にないということですのでよろしいですね。個人情報保護制度の改善に関する点について、若干前期とは違う点が出てくる可能性があります。それは基本、従前どおりということになります。それでは今後の審議会の運営については、事務局から説明のあった内容に則して運営していくこととします。

## 3 個人情報の取扱いを伴う事務又は事業の委託にあたり講ずべき措置について

○人見会長 次に、議題（3）「個人情報の取扱いを伴う事務又は事業の委託にあたり講ずべき措置について」の報告をお願いします。

#### 【情報公開広聴課が資料2-1、2-2により説明】

○人見会長 ただいまの報告について、何か質問や意見がありましたら、発言をお願いします。

○小向委員 まず簡単な質問を一つさせてください。今回、約600件回答があったということですが、母数は何件になるのでしょうか。ほぼ100%の回答だったと想像したのですが、念のため確認させてください。

○事務局 正直申しますと、先ほどの調査対象ですが、支出負担行為を行ったというところが、非常に分かりにくくしている原因でございまして、契約単位では早急に確認できなかったものですから、支出負担行為ごとに調査を行いました。支出負担で言えば、約1,000件程度というふうに聞いてございます。契約ベースに直しますと一つの契約で、支出負担行為を複数かけるということがございますので、契約数の実数というのが1,000件弱になるかとは思いますが、正直、確定が現状できていないというところがお答えになります。

○小向委員 ありがとうございます。把握が難しいということは分かるのですが、個人情報取り扱っている事業者からは、ほぼ回答があったというふうに説明できないと、せっかく検討したものに不信感を持たれる恐れがあると思います。これはアンケートの基本ですから。一応、そのあたりの説明はしていただいたほうがいいかなと思います。難しいのはよく理解しております。個人情報を取り扱っている事業者はカバーできているのだということ、もしくは、どのぐらいがカバーできているかということを示さないと、せっかくやったもののアピールとしては、よくないと思います。よろしくをお願いします。

○人見会長 いかがでしょうか。この委託全般のうち、調査研究委託、及び、その他委託で、それ以外に工事系委託というものもありますが、これは別で、調査研究委託とかの領域で契約の件数ははっきりとしないけれども、支出負担行為ベースで、1,000件のうち600件の回答があったということで、400件は回収できてないということですねというのが小向委員の御指摘された点かと思うのですが、そこはそういうことでよろしいですね。現時点では回収率60%だということです。

○事務局 支出負担行為数より若干契約数が減りますので、1,000件というのは仮定の支出負担行為の数ですけれども、もう少し契約数が減ると思います。ただ、まだ不確定なところが多いということで、委員から御意見をいただきましたので、5月に改めてですね、御報告をさせていただければというふうに思います。

○人見会長 小向委員、事務局から改めてもう一回御報告いただけるということです。

○小向委員 御説明の中でも、まだ不確定とおっしゃっていたので、これが良くないという

ことではありません。最後までよく分からない説明になってしまうとよくないという趣旨ですので、ぜひ、お願いします。おそらく、1,000件あるうち、委託件数と、事業者の件数というのが、多分イコールではないですよ。事業者のほうで勝手に判断して、この部分について答えればいいのだと、この契約について委託について答えればいいのだと回答しているものがあるって、600件ぐらいになっているのではないかと私は想像したのですけれども、そのあたり、なかなか説明しにくいかもしれませんが、カバーできているということが分かるようにしていただけるといいかなと思いました。以上です。

○**事務局** ありがとうございます。すみません。私の説明が少し悪かった点もあるのですが、この調査ですね、県の事業ということで各所属に対して、私どものほうから調査をかけておりますので、事業者に対してのお伺いは今のところしておりません。各所属に対して、契約元のところに確認をしております。ですから今後もきちんとそのところをフォローして参りたいというふうに思います。

○**小向委員** つまり、これは整理できたのが600件だということですね。

○**事務局** そうです。

○**小向委員** 分かりました。そしたらこれは実質的には全部カバーできているという説明は十分できるということですね。

○**事務局** ただ、全ての契約を把握できていない部分がございますので、部局によってはコロナ対応等で業務がひっ迫しているところがございます。至急の調査であったために、有効な回答がまだ返ってきてないというところが正直ございます。

○**小向委員** 分かりました。中途だということも含めて、了解しました。ただ、アンケート調査等を行っている者だと、ここはまず気にするところだと思いますので、最後に見せるときは、よろしくお願いします。

○**事務局** ありがとうございます。

○**人見会長** ありがとうございます。その他、御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいですね。本件はまだ中間段階かもしれませんが、報告事項ですのでこの程度にさせていただきますと思います。

#### 4 個人情報取扱事務の登録等について

○**人見会長** 次に、議題（4）「個人情報取扱事務の登録等について」の報告となります。事務登録簿の新規登録等について事務局から説明をお願いします。

#### 【情報公開広聴課が資料3により説明】

○**人見会長** ただいまの報告について、何か質問や意見がありましたら、発言をお願いします。

ます。

○人見会長 異議がなければ、当審議会としての特段の意見はないものとします。

## 5 個人情報保護制度の見直しについて

### (1) 要配慮個人情報の取扱い制限、収集の制限、電磁的方法による提供について

○人見会長 次に、「個人情報保護制度の見直しについて」の審議を行います。

まず、「要配慮個人情報の取扱い制限、収集の制限、電磁的方法による提供について」です。事務局は説明をお願いします。

### 【情報公開広聴課が資料4、5～7により対応の方向性等について説明】

○人見会長 ただいまの説明につきまして、何か御質問や御意見がありましたら、御発言をお願いします。懸案となっておりますこの3点につきまして、基本的に対応の方向性というところに記載されている、運用として現行条例の中身を担保するというのが事務局の方向性です。その際、個人情報保護委員会に出した私どもからの質問に対する回答を踏まえて、理由らしい理由が示されないという残念なものではありましたが、条例でなお残すという可能性もあるのだという、私を含めて、何人かの委員の御意見もありました。そういうものも考えつつ、この審議会におけるチェックとか、その他運用の中で担保をしていくという形での方針として、丁寧に記載をしていただくということのようではありますが、いかがでしょうか。時間繋ぎで話しますけれども、基本的に法令のままにした目的外利用等の外部提供の制限についても、事務局のほうから今回のこの本人収集原則や要配慮個人情報のルールと同様に、具体的な外部提供やそのあり方について、審議会の活用を図るというような趣旨で御説明がありました。この件についても、最終的に次回出していただく答申案の中に、きっちり書いていただくようお願いしたいと思います。それでは、森田委員からの御発言をお願いいたします。

○森田委員 今、御説明いただきました3点についてですけれども、いろいろ工夫して議論はしたのですが、なかなか個人情報保護委員会の見解が厳しいままということですので、結論的にこういうことになること自体は仕方ないのかなというふうに思っております。答申の中身として詳しい形で書いていただければと思います。また、もう少しできればお願いしたいと思うことは、ここで議論した内容を、今後の県の条例の運用に、きちんと反映していただきたいというのがありますので、今後県のほうで新しい条例について作られる解釈運用の手引きとか、そういったものの中で、今、議論したような点については、こういう議論をして、従来の

ものと同様の運用をするということを明示していただきたいと思います。そういった趣旨のことを、この個別の論点で入れるのか、あるいは、まとめて全体についてのコメントとして入れるのかは、ちょっと工夫の仕方があるかと思うのですが、運用上、そういったことが分かるようなことを明記していただきたいと思います。この点については、宇賀先生が、昨年、行政法研究の5月号の中で論文を書いておられるのですが、その中で、これは国に対してなんですけれども、法改正によって条例の運用のレベルを落としてはいけない、そうならないような運用をするべきだ、できるのだということを、ガイドライン等で明記しておくべきだということを、これは国に対して言っているけれども、最近出来上がった国のガイドラインを見てもあまり具体的なことが書いていないということがありますし、国のほうとしては個々の自治体のことを念頭に置いてガイドラインを作るのは難しいので、どうしても抽象的になってしまいますので、やはり個々の自治体で、法改正を受けても、従来のレベルの条例にしますということを、やはり運用の方針として示しておく必要があるかと思うので、ちょっと申し上げた次第です。

**○人見会長** はい。どうもありがとうございました。その他、御質問、御意見等ございませんでしょうか。今、森田委員の御発言もありましたが、当審議会の中で、改正条例の審議と併せて、コロナ関連の宿泊療養施設に入っている方についての案件で、現行条例のもとで要配慮個人情報について当審議会でも検討いたしました。今後はこういう形にはならないかもしれませんが、特に小向委員が本人同意についてよく御質問していただいて、我々の議論も本人同意がしっかり前提になっているということを確認できましたが、現行条例の運用が改正後につきましても、いろいろ感染症の問題で緊急的な需要ということはあるので、今回、最後は類型的な答申という形で出しましたが、このような運用を今後も続けられるようにしたほうが良いということが森田委員の御趣旨だろうと思いますので、この点について、要配慮個人情報に限らないですけども、これまでの蓄積が生かせるようにしていただければと思います。ということで、以上、方向性としては今回の個票に書かれている方向性で決めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

**○人見会長** はい。ありがとうございます。

## (2) 個人情報ファイル簿・個人情報事務登録簿の作成について

**○人見会長** それでは次の個人情報ファイル簿・個人情報事務登録簿の作成について、事務局から御説明をお願いいたします。

## 【情報公開広聴課が資料4、8に基づき説明】

- 人見会長** ありがとうございました。事務局からは、このテーマについては対応の方向性が出せないため、事務登録簿の有用性について、こんな有用性があるのだという意見や、あるいは、事務登録簿を残せないとなった場合の代替りの代替措置のようなものについて、御意見を頂ければということでもよろしいですかね。
- 事務局** もう少し細かく申しますと、条例で事務登録簿を生かせない場合、運用において事務登録簿を生かすというのが、一つ入ると思います。
- 人見会長** はい。ということで、いかがでしょうか。委員のほうから御意見、御質問を含めて出していただければと思います。
- 湯浅副会長** 御説明ありがとうございました。私の個人的な見解は、事務登録簿を残すべきだという意見です。今はコロナの状況もあって、県庁内の事務が大変という事情を勘案しても、少なくとも先ほどの資料8の別紙4の中の1、2、3の案のうち、3は取るべきでなく、少なくとも、2にすべきであるという意見でございます。その理由は三つあり、まず一つがですね、今般、要配慮個人情報あるいはオンライン結合等について、審議会に諮問するということが事実上できなくなりますが、保護水準が後退しないようにすることがこれまでの各委員のお考えだったと思いますので、諮問もしません、事務登録簿も廃止しますということになってしまうと、相当、後退感が出てしまうと思います。実際のところ、審議会に資料として出せば、県民の皆様は検索すれば見ることができるので、県民への説明姿勢という点においても後退をするというのが1点目の理由でございます。2点目ですが、事務登録簿を作らないということになると、今、事務局を務めていただいているこの所管課で、各原課でどういう取扱いになっているのか、分からなくなると思うのですね。登録簿を通じて、今、事務局をやっている所管課において、庁内の各原課が、個人情報をどのように収集しているかということが把握できているのだと思いますので、県庁内で、どの原課がどういう情報を持っているかということ把握できなくなってしまうという懸念がございます。3点目は、これはちょっと個人情報の保護というより、利活用という観点からですが、今般、公的部門の匿名加工情報ということで、行政機関等匿名加工情報として、国全体としては、個人情報の保護だけではなくて利活用を進めようという動きにあるわけでございます。その時に、神奈川県はこの事務登録簿があるので、匿名加工情報を提案したいという方が現れた時に、どこがどういう個人情報を持っているかということ、すぐ把握することができて、それに基づいて匿名加工情報の提案等がやりやすくなるわけですね。ここで廃止をしてしまうと、県庁内でも、どこがどの個人情報を持っているかの把握も難しくなるし、匿名加工情報の提案をしたいという方、あるいは、県庁が持っているデータをオープンデータにしたいと



いう、そのデータの利活用をする際に、改めてどこが何の情報を持っているかを全部検索しないといけなくなり、かえって非常に大変な手間になるだろうと考えます。ちなみにここは議事録外でお願いしたいのですが、【非公開】今後の個人情報の利活用の促進という観点から見ても、事務登録簿あるいは、事実上それに代わるものを継続すべきというのが私の考えです。以上でございます。

○人見会長 どうもありがとうございました。事務登録簿の有用な点について、包括的な御意見をいただきました。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○柏尾委員 私も湯浅委員と同じように、今までの対応を後退させてはいけないという大原則があると思います。この調査でも、9割の部署で適正な管理に役立っていると言っており、個人情報の管理のために役立っていると実際に言われているものでもありますので、やはり、これはやめるべきではないと思います。

○人見会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○小向委員 今まで登録簿を作っていたものを、全く何もしないにしてしまうというのは、現実的ではないというか、いろいろ問題が多いだろうと思います。今回の御説明でよく分からないのが、2にすると、事務負担が大きいという御説明があるのですが、これは、今よりも事務負担が大きくなるということでしょうか。今は全部について事務登録簿を作っているが、全てについてファイル簿を作ることで、事務負担が大きくなるという趣旨なのでしょうか。ファイル簿1,000人以上のみの場合より事務負担が大きいのは当然と言えば当然ですけれども、そういうことなのかが、ちょっと分かりにくいなと思いました。これをお聞きしている趣旨は、情報の透明性とか、説明責任を後退させるべきではありませんけれども、ただですね、必要以上に煩瑣<sup>ほんさ</sup>な事務になることも避けるべきだと私は常々思っていますので、もしシンプル化できて、今までと同じような効果が得られるのであれば、なるべく統一したほうが良いだろうと思います。二重の事務というのは、最初はこのぐらいと思っても、後々大きくなる可能性がありますし、むしろ齟齬や非効率が生じてしまう可能性もあるので、なるべくシンプルに統一された仕組みにしたほうが良いだろうと思います。今日の説明ですと、まずファイル簿にすることで、どういうデメリットがあるのか、事務ごとに作っていないからということなのですが、それがどういうふうに分かりにくいのかというのが、何となくは分かるのですが、実感としては分かりにくいですね。そのあたりから考えたほうが良いだろうと思います。案の2を工夫して、有効な手続にしていくのが良いかと思います。案の1は、重複は10%程度ということですが、これは二重事務ですよ。いわば二重作業になるので、それをすり合わせたり、つき合わせたりする作業まで必要になるとすると、10%という単純な数字では比較できないのではないかと想像します。そのあたり、きちんとした比較が必要ではないかと思いました。以上です。

○人見会長 はい。ありがとうございました。小向委員の質問について、事務局から何か

ありますでしょうか。

**○事務局** 事務効率性についてですが、委員の御指摘のとおり、何と比較しているのかという視点が欠けております。具体には法定の必須ベースと比較してということですが、私どもはちょっとまた別のことを考えておまして、そこから考えるというのはあるのですが、まず何を考えていたかというところを全体として御説明申し上げます。実はですね、改正法の61条で、概括的な規定でございますが、簡潔に申し上げますと、事務において必要最低限の個人情報しか取り扱ってはならないとされております。取扱いとは、収集、保管、利用、活用といったところになるかと思いますが、それは事務からみての必要最低限のところでございますが、この61条の遵守に当たりましては、県庁内部でいろいろ検討したのですが、事務からという視点で見ると、事務登録簿は事務毎に整理しており、意識も非常に高くなってございますので、これは有用であり、ファイル簿との差異があるというところで事務登録の併用や活用というところで、案の1が一つ挙がっております。これが一つの理由でございます。重複につきましては、何とか解消できないかというところで、従来は22%程度が重複しているというところだったのですが、さらに精査を進めましたところ、12%程度というところで、その重複についてのデメリットも検討しなければいけないと、こういった点でございます。もう一つの視点として、データの所在が、湯淺委員がおっしゃったように、県庁の利活用にかけてですね、今回の改正は、二本柱というところで皆さんもう御存知かと思いますが、個人情報の利活用というところでどちらかと言いますと、利活用のほうに従来からは比重を置いた点にあると考えますと、そのデータがどこにあるのかといったところは庁内で検討させていただいております。国の一つの基準は、匿名加工がデータ利用の一端かとは思いますが、その際には1,000人以上というふうに設けております。県庁内部には、個人情報の数を調査で測りましたところ、1,000人以下とはいえ、100人以上のデータも多数ございますので、この情報が使えるものかどうかを、デジタル戦略本部室という専門の部署がございまして、確認をしております。その際に、有用な情報も多々あるということでしたので、この辺もどうやって拾っていくかというところ、事務との勘案というところで、副会長の御指摘があったのですが、非常にきついです。これは一過性のものかもしれないのですが、その事務量と今、申し上げた事務からの視点ですね、61条の遵守。それとデータの利活用との、この辺のバランスが、非常に上層部まで含めて今、はかりかねているというところがございます。小向委員の御指摘のとおりだと思いますので、これをまた受けとめて検討を進めさせていただければと思います。時間がない中ですが、次回までにはしっかり出したいというふうに思っております。

**○人見会長** どうもありがとうございました。他に、いかがでしょうか。

**○天野委員** さらに御検討いただくということですので、私からの意見といたしまして、これまでの方法を変える際に、個人情報管理において、後退がないようにという

ことを十分御配慮いただいて、御検討いただきたいと思います。以上です。

○人見会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○伊部委員 今日の話をついて、色々な国との動きの中でやむを得ない動きというのはあるのかなと思いつながらも、やはり私は、他の委員と同じく、もし何か起きた場合に、本当に対応ができるのかどうか。見守るといつことで、この審議会として良いのかどうかというのがやはり気になっているところだ。事務局の説明の中で、「運用の中」といつ言葉が再三出ていますけども、今の行政の限界と申しますか、仕方ないとしても、今後、個人情報との関係で問題があったときには、この審議会にも速やかに報告していただいて、それを、再発の防止のために、この審議会で諮るなり、そういうふうにしていただくというところがまず必要なのではないかと感じた次第です。以上です。

○人見会長 どうもありがとうございます。他にいかがでしょうか。事務局のほうからは、仮に事務登録簿を維持できなかつた場合、何か代償措置というか、何かアイデアがあれば、委員のほうからお願いしたいというところだ。これは、条例で規定するか、あるいは運用レベルでいつことでしたっけ。

○事務局 はい。前提として条例に規定する場合と条例に規定しない場合なのですが、小向委員が先ほどおっしゃったかと思いつますが、項目のシンプル化であるとか、事務の煩雑さとのバランスですね。条例に位置付けない場合であれば、1年ごとの改訂であるとか、項目数の加除修正ができますので、フレキシブルに対応できるという利点があります。事務登録簿自体をなくしてしまつた場合ですが、先ほど申し上げたように、61条の遵守というところがありますので、それに代わる何らかのチェックリスト等を作る、またはその標準形を作っていくという形になるかと思いつます。これは方向性の部分だけなのですが、どこに落としていくかというところがあります。事務登録簿がなくなつてしまつた場合におきましては、伊部委員がおっしゃった、審議会の活用については、深く考えるところがありますので、129条の解釈、これは審議会の役割になるかと思いつますが、必要な諮問については、法律上もしょうがないというところがありますので、任意的諮問のところでもどれだけ生かしていけるか、これについては森田委員もおっしゃっていたように幅広で任意的諮問をとっていきたいというところの御意見はいただいておりますので、その方向で審議会の活用等を検討して参りたいと考えております。

○人見会長 ありがとうございます。事務局のほうでいろいろ考えていただいているようですが、当審議会からも、何か知恵があれば御意見をいただければと思いつます。

○湯浅副会長 これは一つの案で、事務局で検討していただいても良いのですが、今日の最初の案件にごさいました、委託、再委託の監視というところだ、現状の事務登録簿を見ると、収集についてはかなり細かく登録簿の中に入っていますが、その個人情報関連業務を委託しているかとか再委託しているかというところは、見た限りは様式に

はないのですね。その委託の適正ということで、委託管理簿みたいな方法でまた新しい文書を1つ増やすよりは、逆に事務登録簿の中に、委託状況についても記載する項目を作るというのも一案かもしれないと思ひまして、それは事務登録簿の活用の一つの可能性かもしれませんので、先ほど申し上げたほうが良かったのかもしれませんが、一言申し上げたいと思ひます。

**○人見会長** はい。貴重な御意見ありがとうございました。現状は委託、再委託について、事務登録簿では何ら記録がないということによろしいですね。

**○事務局** はい。

**○人見会長** はい、有用な御指摘かと思ひます。そのことが、議会でも問題になった案件について、重要なリソースになるということかと思ひます。ありがとうございました。他にいかかでしょうか。

**○小向委員** 今さらこんなことを伺うのは不勉強のそしりを受けるかもしれませんが、ファイル簿というのは、項目が決まっていますよね。これは、政令に基づくものでしたか。これは、任意的記載事項というのは認められているのでしたっけ。つまり、余計なことがあるとファイル簿にはならないという、そういうことではなかったような気がするのですが。もしそうであれば、県としては、プラスアルファの項目を工夫することで、なるべくここに集約できないのかなという気がしました。もしそれが的外れでしたら議論してもしょうがないので、一応それを確認させていただきたいと思ひます。あと、先程も言いましたように、1,000人未満というのは、多分、行ったり来たりもするものなので、なるべくフォーマットは統一しておいたほうが良いのではないかなという気がして思ひまして、二重にしないほうが良いだろうと思ひます。それが制度上できるのであれば、そういった方法も意識したり説明したりしながら御検討いただけると良いのかなという気がいたしました。以上です。

**○人見会長** ありがとうございます。質問の部分もあったと思ひますが、事務局はいかがでしょうか。

**○事務局** 今の点ですけれども、ファイル簿について、法定様式か否か、政令省令まで含めての話になりますけれども、規定様式でございますので、まずいじくれないというところになります。資料8の別紙2に、イメージということで様式を載せさせていただいておりますが、この様式の一番下の行に備考という欄がございます。この備考欄の使い方は、拡大解釈というか許容がされていますので、ここをうまく使うことにより、それなりの項目が入るのではないかというのは一つございます。小向委員がおっしゃったように、1,000人を行き来するということがあるのではないかという点については、事務局のほうでも把握して思ひまして、その行き来については、どうしようかというところは、一つ細かい論点ですけれども、把握して思ひます。以上です。

**○人見会長** はい。貴重な御意見がございましたので、事務局のほうで御検討いただけれ

ばと思います。他にいかがでしょうか。それではこの案件につきましては、次回、5月の審議会の折に、今日いただいた委員からの御意見等も踏まえての対応の方向性、三つの案で、案の3はやめるべしという御意見が圧倒的なので、案の1、もしくは案の2に収束するように、審議会としては期待したいと思います。事務局の頑張りを是非お願いしたいと思います。

**(3) 個人情報保護制度の対象となる機関、条例要配慮個人情報の規定の新設について、開示決定等の期限について、費用負担について、訂正請求・利用停止請求における開示請求前置について、審議会への諮問案件について**

○人見会長 続きまして、個人情報保護制度の対象となる機関 ほか5件について、説明を事務局からお願いいたします。

**【情報公開広聴課が資料9に基づき説明】**

○人見会長 ありがとうございます。5件ということですが、最初、項番2ですね。これは議会、個人情報保護の話で、一応議会においても、条例等の規律により個人情報の取り扱いに係る必要な保護措置を定めることが適当であるというふうに答申をしようという、そういう方向性でよろしいですね。

○事務局 はい。

○人見会長 2件目は項番6ですね。条例要配慮個人情報については、今のところ何かそういう立法事実当たるようなものもないので、特に今回は追加することはしないけれども、今後必要になったら条例で定めるということですね。

○事務局 はい。

○人見会長 3つ目は、項番18ですか。本人開示請求に対する開示決定の期限について、法律のほうは30日プラス延長30日というものです。条例が15日、延長45日で、当初30日30日に合わせるという話でしたら、いや、15日から長くするのは本人に不利益になるので15日を維持すべきだろうと。事務局のほうでも調べていただいて、15日でほぼかなりの部分がイケるということでした。問題は延長するのを、45日でそれはいいのではないかと書いていたら、個人情報保護委員会が、延長30日が法定期限だから駄目だということで、ちょっと苦慮したら、事務局のほうで頑張ってください、15日プラス30日で、現状よりもさらに本人、個人情報の本人に対してよりフレンドリーな形になると。こういう話ですね。

○事務局 はい。

○人見会長 次が費用負担、項番21ですかね。実費だけで、手数料を取らないという話でよろしいですね。

○事務局 はい。

○人見会長 項番 22 が、訂正請求・利用停止請求について、開示請求前置主義は取らない、こういう方向にしましょうということで、これもそういう内容でしたよね。

○事務局 はい。

○人見会長 最後、項番 30 ですか。審議会への諮問案件について、条例でどのように規定するのか、一応、運用ではそれなりに活用をするということなのですが、こういう趣旨がなるべく踏み込めるといいかなと思いますけど、項番 30 について、どういうことになっていたのか、もう 1 回まとめて御報告いただけないですかね。

○事務局 はい。項番の 30、審議会の関係についてですが、こちらはですね、今回、参考資料 11 ということで前回まで御説明させていただいたものと同様の個票と、その個票の別紙が添付されております。こちらの個票の参考資料 11 でいきますと、3 ページ目あたりですね、対応の方向性等、記載されておるところとなっております。こちらの対応の方向性、項番 3 ですが、御説明いたしますと、改正法におきましては、個人情報保護委員会による地方公共団体の監視も始まるころではございますが、これまでの県の施策との継続性を確保して、個人の権利利益の保護を全うしつつ、県の施策を実施していくにあたって、審議会は引き続き重要な役割を果たすものと考えられるところがございますので、県といたしましても、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認める場合、改正法でいうところの 129 条に定める場合となっておりますが、こういった場合におきましては、確実に審議会の御意見を聞くことができるよう、条例で適切に規定する方法で対応したいというふうな形で考えております。具体的に、こういったものがその改正法 129 条の場合、内容で言いますと第 3 章第 3 節の施策を講じる場合その他の場合において、個人情報の適正な取り扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときに、審議会等に諮問をすることができるものとされているものとなっておりますが、具体の事例等、想定しているものにつきましては、同じく別紙としてつけております別紙 1・2・3 のあたり、特に 3 のあたりが、比較的まとまっておるかと思うのですが、こういったようなところですね、例えば制度運用ルールの関係等につきまして、諮問させていただくこと等、あり得ようかと思っておりますので、こういったことを、今のところ念頭に置いて、検討しているところでございます。

○人見会長 どうもありがとうございました。こういう方向で、はい、森田委員どうぞ。

○森田委員 今の審議会の趣旨としては、今日最初のほうに議論しました要配慮個人情報の取り扱いであるとか、本人外収集の規制であるとか、そういったことについては、審議会に諮らなければ決められないというような制度は、国が駄目だと言っているのではないですねということになったのですけれども、ただ、それ以外の問題についても、そういう形ではなくてですね、法律上の規定に照らしてもできるような形での諮問であれば、できるような部分の諮問であれば、それはやっていいよと、やりましょう

よというそういう趣旨ということですよ。その点だけ確認をしておきたいと思いましたが、

**○人見会長** はい、森田委員、ありがとうございました。ということなので、条例でも何かそういう趣旨が見えるような規定になれば嬉しいな、というふうには思いますけれども、よろしく御検討をお願いできればなと思います。

**○人見会長** それでは以上、私のほうで、勝手に自分で納得してまとめてしまったらすみませんが、個人情報保護制度の対象となる機関その他5件、31項目の中の6つですか、この項目について、基本的な答申の方向性について御了解をいただけたと、こういうことかと思しますので、これでいきたいと思います。では、事務局はこの委員の意見を尊重した形でまとめていただければと思います。よろしくお願いたします。